十　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十一　法第十六条第二項の規定において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十二　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十三　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る返還の命令に係る通知 十四　法第十八条第二項の規定による額の確定に係る返還の命令に係る通知	［略］	［略］

（項）　子ども・子育て支援推進費 （目）　子どものための教育・保育給付費負担金	［略］	［略］
（項）　児童手当等交付金 （目）　児童手当等交付金 〃 （項）　地域子ども・子育て支援事業費 （目）　子ども・子育て支援整備交付金		

備考　表中［　］の記載は注記である。

（項）　子どものための教育・保育給付 （目）　子どものための教育・保育給付費負担金	［同上］	［同上］
［同上］		

○総務省告示第三百九十四号

家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第五条第一項の規定に基づき、調査票の様式を定めたので、同条第二項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第五百七十一号（家計調査規則に基づく、調査票の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月二十八日

総務大臣　野田　聖子

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを削る。